

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産ヨモギ)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産ヨモギ及びその加工品	クロルピリホス*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産ヨモギから残留基準値を超えてクロルピリホスを検出したため検査命令を実施するもの。

* 有機リン系殺虫剤

<参考1>違反事例

1. 品名: 中国産乾燥ヨモギ

輸入者名: 高津貿易株式会社

届出数量及び重量: 500カートン、5,000 kg

検査結果: クロルピリホス 0.04ppm 検出(基準値: 0.01ppm)

届出先: 大阪検疫所

違反確定日: 平成17年11月21日

措置状況: 全量廃棄済み

2. 品名: 中国産乾燥ヨモギ

輸入者名: 株式会社カネコ小泉定治郎商店

届出数量及び重量: 59カートン、708 kg

検査結果: クロルピリホス 0.02ppm 検出(基準値: 0.01ppm)

届出先: 名古屋検疫所

違反確定日: 平成18年3月24日

措置状況: 全量保管中

<参考2>

中国産ヨモギ輸入実績

平成17年1月1日～12月31日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
乾燥ヨモギ	8	24,160	1	1

違反件数はクロルピリホスに係る件数

平成18年1月1日～3月28日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
乾燥ヨモギ	1	708	1	1

違反件数はクロルピリホスに係る件数